

記入項目	記入者	添付書類
<ul style="list-style-type: none"> ・ 提出年月日 ・ 1. 病名 ・ 2. 受診医療機関 ・ 3. 受診日 ・ 4. 欠席期間 ・ クラス、生徒氏名 ・ 保護者氏名、印 	<p>保護者</p>	<p>「医療機関の領収書」又は、「名前と日付の入っている処方された薬の説明用紙」（いずれもコピー可）を必ず添付してください。</p>

●その他留意点

- ・ この用紙は、治癒した後で学校にご提出ください。
- ・ 治療状況や治癒等に関して、医療機関へ確認させて頂くこともありますので、ご了承ください。
- ・ 何かご不明な点がありましたら、下記までご連絡ください。

【埼玉県立上尾橋高等学校 048-725-3725 保健室まで】

主な学校感染症の種類

第2種 インフルエンザ、百日咳、麻疹（はしか）、流行性耳下腺炎（おたふく風邪）、風疹（三日はしか）、水痘（水ぼうそう）、咽頭結膜熱（プール熱）、結核
髄膜炎菌性髄膜炎

第3種 流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎、

その他の感染症＝溶連菌感染症、ウイルス性肝炎、手足口病、伝染性紅斑、
ヘンパルギーナ、マイコプラズマ感染症、

感染性胃腸炎（＝ウイルス性胃腸炎）など条件によっては出席停止の措置が必要と考えられる感染症

出席停止の期間の基準

- ・ 第2種の感染症（結核を除く）にかかった者については、次の期間。ただし、病状により学校医、その他の医師において感染のおそれがないと認めたときはこの限りでない。
 - イ インフルエンザにあつては、**発症した後5日を経過し、かつ、解熱した後2日を経過するまで**最短でも6日間は登校できません。月曜発症なら日曜日（実際は月曜日）、火曜日発症なら月曜日、水曜日発症なら火曜日、木曜日発症なら水曜日、金曜日発症なら木曜日）
 - ロ 百日咳にあつては、**特有の咳が消失するまで又は5日の適正な抗菌性物質製剤による治療が終了するまで。**
 - ハ 麻疹にあつては、解熱した後3日を経過するまで。
 - ニ 流行性耳下腺炎にあつては、**耳下腺、顎下腺又は舌下腺の腫脹が発現した後5日を経過し、かつ、全身状態が良好になるまで。**
 - ホ 風疹にあつては、発疹が消失するまで。
 - ヘ 水痘にあつては、すべての発疹が痂皮化するまで。
 - ト 咽頭結膜熱にあつては、主要症状が消退した後2日を経過するまで。
- ・ 結核、髄膜炎菌性髄膜炎及び第3種の感染症にかかった者については、病状により学校医その他の医師において感染のおそれがないと認めるまで。